



目次

規 則	ページ
◎高知県行政手続条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則	1
◎高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則	1
◎高知県留置施設視察委員会条例の施行の日を定める規則	1
◎附属機関の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○生活保護法による介護機関の指定（2件）	（福祉指導課） 1
○保安林の解除の予定	（治山林道課） 2
○保安林の皆伐面積の限度	（ " ） 2
○基本測量の実施の通知	（用地対策課） 3
○道路の区域変更	（道 路 課） 3
○道路の供用開始	（ " ） 3
公 告	
○毒物劇物取扱者試験の実施	（医療薬務課） 3
○平成19年度クリーニング師試験の実施	（食品・衛生課） 4
○土地改良区の役員の就退任	（農業基盤課） 4
○土地改良区の定款変更の認可（3件）	（ " ） 4
高知県公安委員会規則	
◎高知県留置施設視察委員会運営規則	4
◎高知県警察組織規則の一部を改正する規則	6
入札公告	
○一般競争入札（遺失物管理システムの借入れ）の公告	（警察本部会計課） 6
その他	
○平成19年度宅地建物取引主任者資格試験の実施	（住 宅 課） 7

規 則	

高知県行政手続条例の一部を改正する条例の施行の日を定める	

規則をここに公布する。
平成19年6月1日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県規則第68号

高知県行政手続条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則

高知県行政手続条例の一部を改正する条例（平成19年高知県条例第19号）附則の規定に基づき、同条例の施行の日は、この規則の公布の日とする。



高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則をここに公布する。

平成19年6月1日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県規則第69号

高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則

高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例（平成19年高知県条例第50号）附則の規定に基づき、同条例の施行の日は、この規則の公布の日とする。



高知県留置施設視察委員会条例の施行の日を定める規則をここに公布する。

平成19年6月1日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県規則第70号

高知県留置施設視察委員会条例の施行の日を定める規則

高知県留置施設視察委員会条例（平成19年高知県条例第11号）附則の規定に基づき、同条例の施行の日は、この規則の公布の日とする。



附属機関の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年6月1日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県規則第71号

附属機関の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則

附属機関の委員等の報酬に関する規則（昭和43年高知県規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表中

「 _____ 」

警察署協議会委員	
警察署協議会委員	
留置施設視察委員会委員	

を「

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



告 示

高知県告示第390号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成19年6月1日

高知県知事 橋本 大二郎

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称、所在地及びサービスの種類
平成19年4月12日	社会福祉法人ふるさと自然村 南国市岡豊町中島1535	居宅介護支援事業所さんさん 室戸市領家270-1 居宅介護支援
平成19年4月16日	社会福祉法人大月町社会福祉協議会 幡多郡大月町鉾土603	グループホーム月のなごみ 幡多郡大月町鉾土604-48 認知症対応型共同生活介護
平成19年5月1日	医療法人つくし会 南国市大桶甲1479-3	南国病院通所リハビリテーション 南国市大桶乙1259-5 通所リハビリテーション
〃	〃	居宅介護支援事業所おおそね 南国市大桶乙1259-5 居宅介護支援

平成19年6月1日	医療法人公社会 香南市野市町東野 555-18	野市中央病院 香南市野市町東野555-18 訪問看護
-----------	-------------------------------	----------------------------------

高知県告示第391号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成19年6月1日

高知県知事 橋本 大二郎

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称、所在地及びサービスの種類
平成19年5月1日	医療法人つくし会 南国市大埴甲1479-3	南国病院通所リハビリテーション 南国市大埴乙1259-5 介護予防通所リハビリテーション

高知県告示第392号

次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成19年6月1日

高知県知事 橋本 大二郎

- 解除予定に係る保安林の所在場所
高岡郡津野町貝ノ川床鍋字権現ノ下1440の2
- 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 解除の理由
道路用地とするため

高知県告示第393号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、平成19年度第2次において許可する保安林の皆伐面積の限度を次のとおり定める。

平成19年6月1日

高知県知事 橋本 大二郎

保安林の皆伐面積の限度

- 水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林
(単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	水源かん養保安林	土砂流出防備保安林
-------	-------------------------	----------	-----------

1	室戸地区	室戸市 東洋町	41.70	538.78
2	奈半利川	奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村	771.98	184.76
3	安芸川	安芸市 芸西村	283.16	196.65
4	夜須川	香南市	3.80	2.46
5	物部川	高知市の一部 南国市の一部 香美市の一部	815.02	103.91
6	吉野川上流	南国市の一部 香美市の一部 本山町 大豊町 土佐町 大川村	1,407.90	73.87
7	鏡川	高知市の一部	164.86	8.13
8	本川地区	いの町の一部	526.82	15.44
9	仁淀川	土佐市 春野町 いの町の一部 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	646.45	117.66
10	新莊川	須崎市 中土佐町の一部 津野町の一部	124.24	112.47
11	四万十川上流	中土佐町の一部 檮原町 津野町の一部 四万十町の一部	1,528.55	195.72
12	伊与喜川	黒潮町の一部	36.51	38.86

13	四万十川	宿毛市の一部 四万十市 四万十町の一部 三原村の一部	1,323.97	350.81
14	大方地区	黒潮町の一部	52.74	77.79
15	松田川	宿毛市の一部	104.24	156.84
16	下ノ加江川	土佐清水市のうち下ノ加江 三原村の一部	65.00	42.06
17	土佐清水地区	土佐清水市（下ノ加江を除く。） 大月町	172.85	158.63
計			8,069.79	2,374.84

2 干害防備保安林

(単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	干害防備保安林
1	安芸林業事務所管内 室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村	6.48
2	中央東林業事務所管内 高知市 南国市 香南市 香美市	0.00
3	中央東林業事務所嶺北林業振興事務所管内 本山町 大豊町 土佐町 大川村	9.06
4	中央西林業事務所管内 土佐市 春野町 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	0.84
5	須崎林業事務所管内 須崎市 中土佐町 檮原町 津野町 四万十町	10.70

6 幡多林業事務所管内	宿毛市 土佐清水市 四万十市 大月町 三原村 黒潮町	6.82
計		33.90

3 保健保安林

(単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	保健保安林
1 安芸林業事務所管内	室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村	68.08
2 中央東林業事務所管内	高知市 南国市 香南市 香美市	3.38
3 中央東林業事務所嶺北林業振興事務所管内	本山町 大豊町 土佐町 大川村	55.78
4 中央西林業事務所管内	土佐市 春野町 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	19.40
5 須崎林業事務所管内	須崎市 中土佐町 檜原町 津野町 四万十町	3.20
6 幡多林業事務所管内	宿毛市 土佐清水市 四万十市 大月町 三原村 黒潮町	0.00
計		149.84

高知県告示第394号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成19年6月1日

高知県知事 橋本 大二郎

1 作業種類

基本測量（基盤地図情報（標高・オルソ）作成作業）

2 作業期間
平成19年5月1日から平成20年3月24日まで

3 作業地域
宿毛市、土佐清水市、四万十市並びに幡多郡大月町、三原村及び黒潮町

高知県告示第395号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年6月1日から2週間高知県土木部道路課、高知県須崎土木事務所及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年6月1日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 381号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町十和川口字カラ岩873番1から四万十市西土佐半家字大梨1351番1地先まで	前	3.2 }	4,213 35.6
	後	A	1.0 }
B		11.2 }	2,039 31.0

高知県告示第396号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成19年6月1日から2週間高知県土木部道路課、高知県須崎土木事務所及び高知県幡多土木事務所において

一般の縦覧に供する。
平成19年6月1日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 381号
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町十和川口字カラ岩873番1から四万十市西土佐半家字大梨1351番1地先まで	2,039	平成19年6月1日

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、一般、農業用品目及び特定品目毒物劇物取扱者試験を次のとおり行う。

平成19年6月1日

高知県知事 橋本 大二郎

1 試験事項、日時及び場所並びに願書提出期間

試験事項	試験日時	試験場所	願書提出期間
1 筆記試験 (1) 毒物及び劇物に関する法規 (2) 基礎化学 (3) 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法	平成19年8月28日（火）午後1時30分から午後3時まで	高知市永国寺町5番15号 高知女子大学 永国寺キャンパス203号、205号、251号、351号及び352号教室	平成19年7月20日（金）から同年8月3日（金）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時30分まで受け付ける。（郵送の場合は、平成19年8月3日付けの消印のあるものまで受け付ける。）
2 実地試験 毒物及び劇物の識別及び取扱方	平成19年8月28日午後3時30分から午後4時まで		

法(実地試験は、記述式の方法による。)			
---------------------	--	--	--

- 2 提出書類
- (1) 受験願書(県所定の様式によること。)
 - (2) 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書(発行日から6月以内のもの。日本国籍を有しない者にあつては、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書に代えて外国人登録済証明書を提出すること。)
 - (3) 写真(出願前6月以内に撮影した縦7センチメートル、横5センチメートルの大きさの上半身脱帽のもので、裏面に氏名を記載すること。)
- 3 受験手数料
10,500円(高知県収入証紙を受験願書にはり付けること。)
- 4 願書の提出先
高知市丸ノ内一丁目2-20(郵便番号780-8570)
高知県健康福祉部医療業務課
- 5 その他
詳細については、高知県健康福祉部医療業務課(電話番号088-823-9683)に問い合わせること。
なお、願書を郵送する場合は、必ず書留によること。
- ~~~~~
- クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第7条第1項の規定により、平成19年度クリーニング師試験を次のとおり行う。
平成19年6月1日
高知県知事 橋本 大二郎
- 1 試験の日時
平成19年9月5日(水)午前9時から
- 2 試験の場所
高知市丸ノ内二丁目4-1 高知県保健衛生総合庁舎5階会議室
- 3 受験資格
次のいずれかに該当する者であること。
- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する高等学校の入学資格を有する者
 - (2) 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者若しくは旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終わった者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者
- 4 受験願書及び添付書類
- (1) 受験願書(県所定の様式によること。)

- (2) 履歴書(最終学歴を明記すること。)
 - (3) 受験資格を証明する書類又はその写し
 - (4) 写真(手札型(縦8センチメートル・横5センチメートル)とし、出願前6月以内に撮影した正面・無帽・上半身像のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。)
 - (5) 受験資格を証明する書類又はその写しに記載されている氏名と現在の氏名とが異なる場合は、受験資格を証明する書類又はその写しに記載されている氏名から現在の氏名への変更の経緯が分かる戸籍の抄本又は個人事項証明書(日本国籍を有しない者にあつては、戸籍の抄本又は個人事項証明書に代えて外国人登録済証明書(備考欄に変更前の氏名及び変更年月日が記載されたもの)を添付すること。)
- 5 受験願書の配布場所
県内各保健所及び高知県健康福祉部食品・衛生課
- 6 受験願書の受付期間
平成19年8月1日(水)から同月14日(火)まで。ただし、郵送による場合は、平成19年8月14日付けの消印のあるもので受け付ける。
- 7 受験願書の提出先
- (1) 県内居住者は、住所地を所管する保健所(当該住所地が高知市である場合にあつては、高知市保健所)
 - (2) 県外居住者は、高知県健康福祉部食品・衛生課(高知市丸ノ内一丁目2-20)
- 8 試験科目
- (1) 衛生法規に関する知識
 - (2) 公衆衛生に関する知識
 - (3) 洗たく物の処理に関する知識及び技能
- 9 試験手数料
7,000円(高知県収入証紙を受験願書にはり付けること。)
- ~~~~~
- 土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、大月町春遠土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。
平成19年6月1日
高知県知事 橋本 大二郎
- | 役名 | 氏名 | 住 所 |
|------|----------|----------------|
| (退任) | 理事 田邊彌二郎 | 幡多郡大月町春遠 687 |
| (就任) | 理事 下元 喜義 | 幡多郡大月町春遠1437-1 |
| | ” 田邊 稔尚 | ” ” ” 110 |
- ~~~~~
- 土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定によ

- り、須崎市角谷土地改良区の定款の変更を平成19年5月18日に認可した。
平成19年6月1日
高知県知事 橋本 大二郎
- ~~~~~
- 土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、桁ノ木塚土地改良区の定款の変更を平成19年5月18日に認可した。
平成19年6月1日
高知県知事 橋本 大二郎
- ~~~~~
- 土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、高知市五台山南部土地改良区の定款の変更を平成19年5月18日に認可した。
平成19年6月1日
高知県知事 橋本 大二郎
-
- 公安委員会規則**
-
- 高知県留置施設視察委員会運営規則をここに公布する。
平成19年6月1日
高知県公安委員会委員長 竹内 克之
- 高知県公安委員会規則第9号**
高知県留置施設視察委員会運営規則
(趣旨)
- 第1条** この規則は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号。以下「法」という。)第22条第1項及び高知県留置施設視察委員会条例(平成19年高知県条例第11号)第4条の規定に基づき、高知県留置施設視察委員会(以下「委員会」という。)に対する情報の提供その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。
(委員の任命)
- 第2条** 法第21条第2項の規定による委員の任命は、別記様式による任命書を交付して行うものとする。
(委員会に対する情報の提供)
- 第3条** 留置業務管理者(法第16条第1項に規定する留置業務管理者をいう。次項において同じ。)は、毎年、委員の任命(補欠の委員の任命を除く。)後最初の委員会の会議において、留置施設に関する次に掲げる事項について、留置施設の運営の状況を把握するために必要な情報を記載した書面を提出するものとする。
- (1) 施設の概要
 - (2) 収容基準人員及び被留置者数の推移

<p>(3) 施設の管理の体制 (4) 参観の許否の状況 (5) 被留置者に対する物品の貸与及び支給並びに被留置者による自弁の物品の使用又は撰取の状況 (6) 被留置者に対して講じた保健衛生上及び医療上の措置の状況 (7) 法第190条第1項又は第208条第1項の規定による自弁の嗜好品等の停止措置の実施状況 (8) 戒具及び保護室の使用状況 (9) 被留置者による面会及び信書の発受の禁止、差止め又は制限の事例 (10) 法第229条第1項の規定による審査の申請、法第230条第1項の規定による再審査の申請、法第231条第1項又は第232条第1項の規定による事実の申告及び法第233条第1項、第234条第1項又は第235条第1項の規定による苦情の申出の状況並びにこれらの処理の結果</p> <p>2 留置業務管理者は、次に掲げる場合には、委員会の会議において、その状況を把握するために必要な情報を記載した書面を提出するものとする。</p> <p>(1) 留置施設の運営の状況に相当程度の変更があった場合 (2) 委員会から留置施設の運営の状況について説明を求められた場合 (3) 委員会の意見を受けて措置を講じた場合 (会議)</p> <p>第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。</p> <p>2 高知県警察本部警務部留置管理官（以下「留置管理官」という。）は、必要があると認めるときは、委員長に対して会議の招集を求めることができる。</p> <p>3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。</p> <p>4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。 (会議録)</p> <p>第5条 会議の開催日時、出席者及び概要は、会議録に記載するものとする。</p> <p>2 会議録は、留置管理官において調製し、保存する。 (委員会の庶務)</p> <p>第6条 委員会の庶務は、留置管理官において処理する。 (雑則)</p> <p>第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>(経過措置)</p> <p>2 第4条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後最初に開かれる会議は、留置管理官が招集する。</p>	
---	--	--

別記様式（第2条関係）

任 命 書

様

あなたを高知県留置施設視察委員会委員に任命します

任期

年 月 日から

年 月 日まで

年 月 日

高 知 県 公 安 委 員 会 

高知県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成19年6月1日

高知県公安委員会委員長 竹内 克之

高知県公安委員会規則第10号

高知県警察組織規則の一部を改正する規則

高知県警察組織規則（平成6年高知県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第14条第4号中「及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）」を「、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」に改める。

第41条第4項中「留置場」を「留置施設」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成19年6月1日

高知県警察本部長 鈴木 基久

1 入札に付する事項

(1) 借入物品及び数量
遺失物管理システム 一式

(2) 借入物品の特質等
入札説明書による。

(3) 借入期間
平成19年12月1日から平成24年11月30日まで

(4) 借入場所
高知県警察本部

(5) 入札方法
ア 入札金額は、借入期間の賃貸借料（保守料金を含む。）の月額を入札書に記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 高知県の物品購入等に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加資格を有する者であること。
 - (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)等に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
 - (4) 借入物品の要求仕様に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明し、かつ、借入物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
 - (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 3 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号780-8544
高知市丸ノ内二丁目4-30
高知県警察本部警務部会計課
電話番号088-826-0110(内線2252、2253)
 - (2) 入札説明書の交付方法
平成19年6月1日(金)から同月26日(火)まで、(1)の交付場所で交付する。
 - (3) 入札説明会の日時及び場所
平成19年6月13日(水)午前11時
高知県警察本部1階102会議室
 - (4) 入札及び開札の日時及び場所
平成19年7月11日(水)午前11時
高知県警察本部1階102会議室
郵送の場合は、書留郵便とし、平成19年7月10日(火)午後5時までに(1)の交付場所に必着のこと。
- 4 その他
- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金
高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号)第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。
 - (3) 入札に参加を希望する者に求められる事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この入札公告に示した物品の機能等証明書及び納入することができることを証明する書類等を平成19年6月26日午後5時までに提出しなければならない。機能等証明書の審査により、入札の対象とできるかどうかについては、平成19年7月9日(月)までに

- 連絡する。
なお、開札の日までの間において、高知県警察本部長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他高知県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。
 - (5) 落札者の決定方法
高知県契約規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
 - (6) 契約書作成の要否
要
 - (7) 資格審査に関する事項
2の(2)の入札参加資格を有しない者で、入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添付して、高知県会計管理局総務事務センターへ提出すること。ただし、平成19年6月15日(金)までに申請を行わなかったときは、この入札公告の入札参加資格が与えられないことがある。
 - (8) 詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be loaned: Lost Property Management System 1 set
 - (2) Deadline for tender(by mail): 5:00 P.M. 10, July, 2007
 - (3) Deadline for tender(by hand): 11:00 A.M. 11, July, 2007
 - (4) Contact: Police Administration Department, Account Division, Kochi Prefectural Police Headquarters, 2-4-30 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8544 Japan
Tel: 088-826-0110(ext.2252)
- そ の 他

- 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第16条の2第1項の規定に基づく高知県知事の委任に係る平成19年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。
平成19年6月1日
財団法人不動産適正取引推進機構理事長 三澤 眞
- 1 試験の日時
平成19年10月21日(日)午後1時から午後3時まで。ただ

- し、宅地建物取引業法第16条第3項の規定により、国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習を受講し、修了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとするもの(宅地建物取引業法施行規則(昭和32年建設省令第12号)第10条の5第6号の登録講習修了者をいい、以下「登録講習修了者」という。)にあっては、午後1時10分から午後3時までとする。
- 2 試験の場所
受験申込みの受付の際、指定する。
 - 3 試験の内容
(1) 内容
おおむね次の事項について行う。ただし、登録講習修了者においては、ア及びオに掲げる事項に関する問題を免除する。
ア 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。
イ 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。
ウ 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。
エ 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。
オ 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。
カ 宅地及び建物の価格の評定に関すること。
キ 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。
 - (2) 出題法令
平成19年4月1日現在施行されている法令
 - 4 試験の方法及び出題数
(1) 方法
四肢択一式の筆記試験による。
(2) 出題数
50問。ただし、登録講習修了者においては、45問とする。
 - 5 受験資格
年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。
 - 6 受験申込み
(1) インターネットによる申込み
ア 試験案内の掲載
(ア) 掲載期間
平成19年7月2日(月)から同月17日(火)まで
(イ) 掲載場所
財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ(<http://www.retio.or.jp>)
イ 申込期間
平成19年7月2日午前9時30分から同月17日午後9時59分まで
ウ 申込方法

<p>(ア) 財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ(http://www.retio.or.jp)にアクセスし、受験申込画面において必要な事項(登録講習修了者にとっては、登録講習修了者証明書(修了試験合格年月日が試験の実施日前3年以内のもの)に記載されている登録講習機関の登録番号及び修了番号を含む。)を入力する。</p> <p>(イ) 写真ファイル(平成19年4月1日以降に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景のもので、J P E G形式のもの)を添付する。</p> <p>エ 受験手数料 7,000円 財団法人不動産適正取引推進機構が指定したクレジットカードにより、又はコンビニエンスストアにおいて納入する(事務手数料は、本人の負担とする。)</p> <p>(2) 郵送による申込み</p> <p>ア 試験案内及び受験申込書の配布</p> <p>(ア) 配布期間 平成19年7月2日から同月31日(火)まで。ただし、日曜日及び土曜日並びに祝日を除く。</p> <p>(イ) 配布場所 高知市上町一丁目9-1 社団法人高知県宅地建物取引業協会 高知市丸ノ内一丁目2-20 高知県庁本庁舎1階募集要項コーナー 県内各土木事務所総務課</p> <p>イ 申込期間 平成19年7月2日から同月31日付けの消印のあるものまで受け付ける。</p> <p>ウ 提出書類</p> <p>(ア) 受験申込書(受験手数料を納入済みであることを証明する郵便振替払込受付証明書又は銀行振込払込受付証明書をはったもの)</p> <p>(イ) 写真1枚(平成19年4月1日以降に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景の縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもので、顔の寸法は、頭頂からあごまでが3.2センチメートル以上3.6センチメートル以下の大きさのもの)</p> <p>(ウ) 登録講習修了者にとっては、(ア)及び(イ)に加えて、登録講習修了者証明書(修了試験合格年月日が試験の実施日前3年以内のもの)</p> <p>エ 受験手数料 7,000円 受験申込前に、所定の郵便振替用紙又は銀行振込用紙により、郵便局又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行預金口座に払い込むこと(払込手数料は、本人の</p>	<p>負担とする。)</p> <p>オ 郵送先及び郵送方法 高知市上町一丁目9-1 社団法人高知県宅地建物取引業協会 あて、配達記録郵便で申し込むこと。</p> <p>7 合格発表</p> <p>(1) 発表の期日 平成19年12月5日(水)</p> <p>(2) 発表の方法 高知県庁本庁舎1階玄関ホール及び社団法人高知県宅地建物取引業協会に合格者一覧表を掲示するとともに、本人に合格証書を送付する。</p> <p>8 試験に関する問い合わせ先 高知市上町一丁目9-1 社団法人高知県宅地建物取引業協会 電話番号088-823-2001</p>	
--	---	--